

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菴 敏

新型コロナワクチン等の配送車両に係る駐車規制からの除外等について

新型コロナワクチン及び同ワクチンを接種する際に使用する注射針、シリンジ等（以下「ワクチン等」という）を基本型接種施設が連携型/サテライト型接種施設へ輸送する際、当該連携型/サテライト型接種施設に駐車場がない場合には、輸送車両を道路に駐車せざるを得ない状況が想定されます。

今般、当該輸送車両が道路交通法上の駐車規制からの除外又は駐車許可（以下「駐車規制からの除外等」という。）を受けるための申請方法等について、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛てに事務連絡がなされましたので情報提供いたします。

取扱いの概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

1 申請方法

ワクチン等の運搬主体は、配送先の連携型/サテライト型接種施設を管轄する都道府県警察担当部署に対して、下記2の申請書類を提出すること

※別紙「車両の駐車に係る都道府県警察の窓口一覧」参照

2 申請書類

- (1) 駐車規制からの除外等の申請書（都道府県警察担当部署に問い合わせて入手すること）
- (2) 配送に使用する車両の自動車検査証の写し
- (3) 別記様式（ワクチン等の配送車両であることを疎明する書類として、配送先の連携型/サテライト型接種施設を管轄する市町村にて、発行・入手すること）

事務連絡
令和3年4月9日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチン等の配送車両に係る駐車規制からの除外等
について

新型コロナワクチン及び新型コロナワクチンを接種する際に使用する注射針、シリンジ等(以下「ワクチン等」という。)の輸送については迅速な対応が求められる一方、移送先の連携型接種施設/サテライト型接種施設に駐車場がない場合には、当該施設付近の道路に駐車の上、ワクチン等を運び込まざるを得ない状況も想定されるところです。

そこで、基本型接種施設から連携型接種施設/サテライト型接種施設へワクチン等を運搬する車両に係る駐車規制からの除外又は駐車許可(以下「駐車規制からの除外等」という。)の申請については下記のとおりのお取り扱いとしますので、別添の警察庁からの依頼も踏まえ、貴管下の市町村(特別区を含む。以下同じ。)及び接種を予定する医療機関並びに関係団体にご連絡いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡については、警察庁と協議済みです。

記

1 申請方法

ワクチン等を運搬する主体において、配送先の連携型接種施設/サテライト型接種施設を管轄する都道府県警察本部交通部駐車規制からの除外等を担当する部署(以下単に「都道府県警察」という。)に対して、下記2の申請書類を提出すること。

必要に応じて、都道府県衛生担当部局と都道府県警察との間で当該申請に係る申請先、申請書類について事前に調整をすること。

2 申請書類

- (1) 駐車規制からの除外等の申請書(都道府県警察に問い合わせて入手すること)
- (2) 配送に使用する車両の自動車検査証の写し
- (3) 別記様式(ワクチン等の配送車両であることを疎明する書類として)

3 留意事項

- (1) 本事務連絡に基づく駐車規制からの除外等は、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種に必要な最小限度のものに留められる旨留意すること。
- (2) 上記2(3)別記様式は、統一的な書類により、当該申請に係る車両が、ワクチン等の輸送のために利用されることを証明し、もって申請手続きの迅速化を図るものであることから、配送元の基本型接種施設又は配送先の連携型接種施設/サテライト型接種施設を管轄する市町村又は当該市町村の公衆衛生部局名で作成すること。

令和3年4月8日
警察庁丁規発第59号

厚生労働省健康局健康課長 殿

警察庁交通局交通規制課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルスワクチン等の移送用車両に係る駐車規制からの除外等に関する留意事項の周知について（依頼）

貴省からの「新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種において使用されるワクチン等の移送用車両に係る駐車規制からの除外等について（依頼）」（令和3年4月7日付け健健発0407第1号）を受け、都道府県警察に対し、別添のとおり通達を発出しましたが、手続の円滑化等のため、医療機関等の申請者及びワクチン等移送用車両の運転者等に対し、下記の留意事項について周知していただきますようお願いいたします。

記

- 移送先の連携型/サテライト型接種施設に駐車場がなく、道路上に駐車せざるを得ない場合は、各都道府県警察において駐車規制からの除外又は警察署長の駐車許可の申請が可能であるところ、問合せ先は、別紙「車両の駐車に係る都道府県警察窓口一覧」のとおりであること。
- 申請に当たっては、「新型コロナウイルスワクチン等の移送に係る証明書」を提出すること。
- 駐車規制からの除外標章又は駐車許可証が交付された場合は、当該標章又は許可証を車両の前面の見やすい箇所等に掲出すること。
- 道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び道路交通法第44条各号に掲げる道路の部分（交差点、横断歩道等）における駐車、同法第47条に規定する駐車の方法によらない駐車並びに長時間駐車は不可であること。
- ワクチン等の移送以外の用務に標章又は許可証を使用することは禁止されていること。
- 標章又は許可証の有効期限が経過したとき、ワクチン等の移送の用務が終了したとき等は、速やかに返納すること。
- 上記のほか、各都道府県警察の指導に従うこと。

車両の駐車に係る都道府県警察の窓口一覧

機関名	部署	住所	代表電話
北海道警察本部	交通規制課	札幌市中央区北2条西7丁目	011-251-0110
青森県警察本部	交通規制課	青森市新町二丁目3番1号	017-723-4211
岩手県警察本部	交通規制課	盛岡市内丸8番10号	019-653-0110
宮城県警察本部	交通規制課	仙台市青葉区本町三丁目8番1号	022-221-7171
秋田県警察本部	交通規制課	秋田市山王四丁目1番5号	018-863-1111
山形県警察本部	交通規制課	山形市松波二丁目8番1号	023-626-0110
福島県警察本部	交通規制課	福島市杉妻町5番75号	024-522-2151
警視庁	駐車対策課	千代田区霞が関二丁目1番1号	03-3581-4321
茨城県警察本部	交通規制課	水戸市笠原町978番6	029-301-0110
栃木県警察本部	交通規制課	宇都宮市埜田一丁目1番地20号	028-621-0110
群馬県警察本部	交通規制課	前橋市大手町一丁目1番1号	027-243-0110
埼玉県警察本部	交通規制課	さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号	048-832-0110
千葉県警察本部	交通規制課	千葉市中央区長洲1丁目9番1号	043-201-0110
神奈川県警察本部	駐車対策課	横浜市中区海岸通二丁目四番	045-211-1212
新潟県警察本部	交通規制課	新潟市中央区新光町4番地1	025-285-0110
山梨県警察本部	交通規制課	甲府市丸ノ内一丁目6番1号	055-221-0110
長野県警察本部	交通規制課	長野市大字南長野字幅下692番地2	026-233-0110
静岡県警察本部	交通規制課	静岡市葵区追手町9番6号	054-271-0110
富山県警察本部	交通規制課	富山市新総曲輪1番7号	076-441-2211
石川県警察本部	交通規制課	金沢市鞍月一丁目1番地	076-225-0110
福井県警察本部	交通規制課	福井市大手3丁目17番1号	0776-22-2880
岐阜県警察本部	交通規制課	岐阜市藪田南2丁目1番1号	058-271-2424
愛知県警察本部	交通規制課	名古屋市中区三の丸二丁目1番1号	052-951-1611
三重県警察本部	交通規制課	津市栄町一丁目100番地	059-222-0110
滋賀県警察本部	交通規制課	大津市打出浜1-10	077-522-1231
京都府警察本部	交通規制課	京都市上京区下立売通釜座東入敷ノ内町85	075-451-9111
大阪府警察本部	交通規制課	大阪市中央区大手前3丁目1番11号	06-6943-1234
兵庫県警察本部	交通規制課	神戸市中央区下山手通5丁目4番1号	078-341-7441
奈良県警察本部	交通規制課	奈良市登大路町80番地	0742-23-0110
和歌山県警察本部	交通規制課	和歌山市小松原通1丁目1番地1	073-423-0110
鳥取県警察本部	交通規制課	鳥取市東町一丁目271番地	0857-23-0110
島根県警察本部	交通規制課	松江市殿町8番地1	0852-26-0110
岡山県警察本部	交通規制課	岡山市北区内山下二丁目4番6号	086-234-0110
広島県警察本部	交通規制課	広島市中区基町9番42号	082-228-0110
山口県警察本部	交通規制課	山口市滝町1番1号	083-933-0110
徳島県警察本部	交通規制課	徳島市万代町2丁目5番地1	088-622-3101
香川県警察本部	交通規制課	高松市番町四丁目1番10号	087-833-0110
愛媛県警察本部	交通規制課	松山市南堀端町2番地2	089-934-0110
高知県警察本部	交通規制課	高知市丸ノ内二丁目4番30号	088-826-0110
福岡県警察本部	交通規制課	福岡市博多区東公園7番7号	092-641-4141
佐賀県警察本部	交通規制課	佐賀市松原一丁目1番16号	0952-24-1111
長崎県警察本部	交通規制課	長崎市尾上町3番3号	095-820-0110
熊本県警察本部	交通規制課	熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-381-0110
大分県警察本部	交通規制課	大分市大手町3丁目1番1号	097-536-2131
宮崎県警察本部	交通規制課	宮崎市旭一丁目8番28号	0985-31-0110
鹿児島県警察本部	交通規制課	鹿児島市鴨池新町10番1号	099-206-0110
沖縄県警察本部	交通規制課	那覇市泉崎一丁目2番2号	098-862-0110

原議保存期間	1年(令和5年3月31日)
有効期間	二種(令和5年3月31日)

警 視 庁 交 通 部 長 殿
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第38号、丁交指発第35号
令和3年4月8日
警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局交通指導課長

新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種において使用されるワクチン等の移送用車両に係る駐車規制からの除外等について(通達)

新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種において使用されるワクチン及びそれに付随する注射器等(以下「ワクチン等」という。)の移送については、医療機関及び地方自治体並びにこれらから委託を受けた道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条第3号に規定する許可を受けた道路運送事業者(同号に規定する許可を受けた医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第34条第3項に規定する卸売販売業者を含む。)等(以下「医療機関等」という。)が行うこととなる。移送先の施設に駐車場がない場合等には、ワクチン等を移送する用務の公益性及び緊急性から、当該用務に使用される車両(以下「移送用車両」という。)を当該施設付近の道路上に駐車せざるを得ない状況が想定されるため、別添1の厚生労働省からの依頼を受け、下記のとおり対応することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 対応方針

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第4条第2項の規定により駐車規制の対象から除外する車両を定める都道府県公安委員会規則の規定を柔軟に解釈し、移送用車両について、当該規定により、駐車規制の対象から除外する車両として取り扱うこと。例えば、都道府県公安委員会規則において、「感染症の予防に関し必要な措置のために使用中の車両」を駐車規制の対象から除外する車両とする旨の規定が設けられていれば、当該規定を、当該規定が設けられていない場合で、「人命救助等のために使用中の車両」を駐車規制の対象から除外する車両とする旨の規定が設けられていれば、当該規定を、それぞれ適用すること。

一方、こうした規定が設けられていない場合には、法第45条第1項ただし書の規定により、移送用車両について、移送先の施設付近の道路上における駐車を許可すること。この場合において、許可の日時及び場所の特定に当たっては、ワクチン等を移送する用務の公益性及び緊急性を踏まえて柔軟に対応すること。

2 申請手続等の合理化等

(1) 申請書類の簡素化及び一括受理

厚生労働省との取決めにより、医療機関等の申請者は、移送用車両であることを疎明する資料として、別添2の「新型コロナウイルスワクチン等の移送に係る証明書」(以下単に「証明書」という。)を申請書に添付することとされているところ、申請

者に提出を求める申請書類については、ワクチン等を移送する用務の公益性及び緊急性を踏まえて、全国の斉一性を図るため、都道府県公安委員会規則の定めにかかわらず、申請書、申請車両の自動車検査証の写し及び証明書のみとすること。ただし、申請車両が複数台の場合には、その一覧を申請書に添付させることとし、一括して申請を受理すること。

(2) 審査及び交付手続

前記(1)の申請書類に不備がないことを確認できれば、原則として、申請を受理した当日中に標章又は駐車許可証を交付すること。

3 留意事項

(1) 駐車規制からの除外手続における留意事項

「人命救助等のために使用中の車両」を駐車規制の対象から除外する車両とする旨の規定を適用する場合において、都道府県公安委員会規則上、標章の掲示が不要であったとしても、誤検挙防止のため、標章を交付すること。

(2) 警察署長の駐車許可手続における留意事項

複数の警察署の管轄区域にまたがる場合には、申請者の求めに応じ、申請の受理並びに駐車許可証の交付及び返納手続を一の警察署で一括して行うこととし、関係警察署間における連携を密にすること。

(3) その他の留意事項

ア 申請者に標章又は駐車許可証を交付する際は、都道府県公安委員会規則の定めに基づき、現場で警察官の指示があった場合はこれに従うこと、ワクチン等の移送以外の用務における使用禁止、他人への譲渡・貸与の禁止等について指導するとともに、有効期限が経過したときやワクチン等を移送する用務が終了したとき等の速やかな返納について遵守させるなど、適正な運用に努めること。

イ 取締り部門との連携を密にし、移送用車両に係る誤検挙やトラブルの防止に努めること。

健健発 0407 第 1 号
令和 3 年 4 月 7 日

警察庁交通局交通規制課長 殿

厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種において使用されるワクチン等の移送用車両に係る駐車規制からの除外等について（依頼）

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、国民の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていく必要があります。

そこで、現在、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行っているところですが、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン及びそれに付随する注射針、シリンジ等（以下「ワクチン等」という。）の基本型接種施設から連携型/サテライト型接種施設への移送については、医療機関及び地方自治体並びにこれらから委託を受けた道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 78 条第 3 号に規定する許可を受けた道路運送事業者（同号に規定する許可を受けた医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 34 条第 3 項に規定する卸売販売業者を含む。）等（以下「医療機関等」という。）が行うこととしております。

ワクチン等の移送については迅速な対応が求められるところ、移送先の連携型/サテライト型接種施設に駐車場がない場合には、当該施設付近の道路に駐車の上、ワクチン等を運び込まざるを得ない状況も想定されます。

つきましては、医療機関等から都道府県警察に対し、ワクチン等の移送用車両について、駐車規制からの除外又は駐車許可の申請がなされた場合には、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種の重要性及び緊急性に鑑み、迅速な対応を行っていただくようお願いいたします。